



6山北保環第557号  
令和6年12月25日

株式会社藤田産業  
代表取締役 宮脇 真有子 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、同条例第3条第1項に規定する申請等を行わず、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類の限定解除
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
宇治市槇島町吹前21番地
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
  - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃コンクリート二次製品に限る。）の破碎【今回限定解除予定】
  - ・がれき類（アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材に限る。）の破碎【今回限定解除予定】
  - ・がれき類（アスファルトコンクリート廃材に限る。）の溶融
- 4 事業計画書提出年月日  
令和6年8月20日

担当 山城北保健所 環境課 東川  
電話 0774-21-2913  
E-mail t-higashikawa34@pref.kyoto.lg.jp